

【表2】 障害に配慮した教育

障害名	障害の状態	教育の場
視覚障害	眼球や視神経などに障害があるために、ものの形などを見分けたりする視力や視野、色覚などの機能が十分でない状態	盲学校 弱視特殊学級 弱視通級指導教室
聴覚障害	身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態	聾学校 難聾特殊学級 難聴通級指導教室
精神薄弱	記憶、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがあり、集団への適応が難しい状態	精神薄弱養護学校 精神薄弱特殊学級
肢体不自由	運動・動作に関係する器官が、外傷や疾病で損傷を受け、長期にわたり自立して生活を行うことが困難な状態	肢体不自由養護学校 肢体不自由特殊学級
病弱 身体虚弱	病弱とは、慢性疾患等のため長期にわたる医療や生活規制を必要とする状態 身体虚弱とは、病気にかかりやすいため長期の生活規制を必要とする状態	病弱養護学校 病弱・身体虚弱特殊学級
言語障害	発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状態	言語障害特殊学級 言語障害通級指導教室
情緒障害	人との関係や環境などによって心理的に不安定となり、社会的適応が難しい状態 自閉は、言語発達の遅れ、人との関わりの乏しさ、特定の物事へのこだわりなどの状態がみられる	情緒障害特殊学級 情緒障害通級指導教室